

平成30年第2回美幌町議会臨時会会議録

平成30年 2月 6日 開会

平成30年 2月 6日 閉会

平成30年 2月 6日 第全号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第 3 議案第 13 号 美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第 14 号 平成 29 年度美幌町一般会計補正予算（第 10 号）について

日程第 5 議案第 15 号 指定管理者の指定について（美幌町交流促進センター）

○出席議員

1 番	高 橋 秀 明 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	新 鞍 峯 雄 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	稲 垣 淳 一 君	6 番	戸 澤 義 典 君
7 番	早 瀬 仁 志 君	8 番	岡 本 美代子 君
9 番	坂 田 美栄子 君	副議長 10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君	12 番	中 嶋 すみ江 君
13 番	古 舘 繁 夫 君	議長 14 番	大 原 昇 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	平 野 浩 司 君
監 査 委 員	高 木 清 君	教 育 委 員	

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	平 井 雄 二 君	総 務 部 長	広 島 学 君
民 生 部 長	高 崎 利 明 君	経 済 部 長	矢 萩 浩 君
建設水道部長	石 澤 憲 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者	橋 本 美 典 君	総 務 主 幹	小 室 保 男 君
庁舎建設主幹	遠 國 求 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	田 中 三智雄 君	政 策 主 幹	小 室 秀 隆 君
財 務 主 幹	中 尾 亘 君	契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君
税 務 主 幹	関 弘 法 君	環 境 生 活 主 幹	佐々木 斉 君
児童支援主幹	多 田 敏 明 君	福 祉 主 幹	遠 藤 明 君
健康推進主幹	武 田 孝 司 君	農 政 主 幹	渡 辺 靖 行 君
みらい農業センター主幹	午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 主 幹	後 藤 秀 人 君	観 光 主 幹	那 須 清 二 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	施 設 管 理 主 幹	中 沢 浩 喜 君
建 築 主 幹	西 俊 男 君	水 道 主 幹	御 田 順 司 君
地域医療連携主幹	高 山 吉 春 君	教 育 部 長	田 村 圭 一 君

監査委員室長 谷 川 明 弘 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	藤 原 豪 二 君	次	長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長	橋 本 勝 君	議 事	係 寺 田 好 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番橋本博之さん、12番中嶋すみ江さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月2日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 〔登壇〕 平成30年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る2月2日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、条例改正1件、補正予算1件、指定管理者の指定1件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの御協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げまして、議会運営委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 〔登壇〕 本日ここに、平成30年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について説明を申し上げます。

条例の制定について。

議案第 13 号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定については、温泉水の供給を指定管理者の業務とし、峠の湯びほろの使用料に、温泉水使用料を追加しようとするものであります。

補正予算について。

議案第 14 号平成 29 年度美幌町一般会計補正予算（第 10 号）については、美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」の維持管理委託料及び回数券入浴原価補償金に係る債務負担行為を設定しようとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第 15 号指定管理者の指定については、美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」の指定管理が本年度末をもって満了となることから、指定管理に関する公募結果に基づき、株式会社道央環境センターを指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

◎日程第 3 議案第 13 号

○議長（大原 昇君） 日程第 3 議案第 13 号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の 2 ページをお開き願います。

議案第 13 号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の 1 ページをお開き願います。

資料 1、議案第 13 号関係であります。

改正目的であります。峠の湯びほろにおいて、温泉水を供給できる規定を追加し、温泉水の供給を指定管理者の業務として行い、温泉水使用料を指定管理者の収入とできるように、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容であります。改正項目といたしまして一つ目、第 5 条に、町長は、センターの業務に支障のない範囲で温泉水を供給することができる規定を追加します。

二つ目といたしまして、第 7 条（使用の許可）に、温泉水の供給を受けようとするものを追加します。

三つ目といたしまして、別表（第 9 条関係）使用料金表に以下の表を追加します。

3、温泉水使用料といたしまして、区分には、温泉水使用料を、給湯料には、1 カ月につき 200 立方メートルまでを、料金には、1 カ月につき 10 万 8,000 円が追加され、備考として一つ目に、1 カ月の給湯量が 200 立方メートルに満たない場合であっても、上記の温泉水使用料を適用する。

二つ目に、1 カ月の給湯量が 200 立方メートルを超えた場合の温泉水使用料は、1 立方メートルにつき 540 円とするが加わります。

以上、大きく三つの内容について改正しようとするものであります。

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日であります。

なお、条例の新旧対照表を 2 ページから 4 ページに添付しております。

以上、御説明いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6 番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、1立方メートル当たり単価が540円ということですが、これが妥当な金額なのか否か、積算根拠についてお示ください。また、ちなみに少し調べたところ、山口県にある俵山温泉、これは入浴用として温泉水を販売しているのですが、1箱20リットルで税込み1,550円ということで、リットルに直すと77.5円、美幌の場合はリットルに直すと0.54円という結果になります。ということで、根拠をお示ください。

2点目が、温泉売買につきまして、契約期間を交わしていると思うのですが、その契約期間、それから契約の要領について教えてください。

3点目、現在1社に対して販売していると思いますが、今後、新たに会社あるいは個人等から売ってほしいという申し出があった場合、どのように処置をされるのかお聞きしたいと思います。

以上、3点よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 1点目の単価の積算でございますが、おおむね水道使用料の約2倍ということで積算させていただいているところであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 供給に関する覚書でございますけれども、株式会社共立メンテナンス本社としておりまして、平成28年4月18日付で行っております。

内容といたしましては、給湯施設については、共立メンテナンスの負担により設置をして所有管理を行う。

また、給湯施設は、温泉施設の日常業務に支障を来さないように点検修繕を行う。

また、温泉水給湯契約が解約された場合については、共立メンテナンスが撤去をして、原状回復を行うという内容の覚書を交

わしております。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 二つ目、契約期間でございますが、1年としており、双方異存がない場合は更新できるという条項になっております。

3点目の、他の者から要望があった場合の対応でございますが、条例では1カ月で200トンに満たなくても10万8,000円と規定しているところであり、また、給湯設備につきましても、防除用のタンクなどに対応した設備となっておりますので、もし要望がありました場合は、これらの状況を照らし合わせた上で対応してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） この売却について、例えば、ほかの業者が来たらそういう条件を満たしていれば対応できるという話ですが、これについては、例えば、個人であっていいのか。

それから、この売却の許可を出すのは、指定管理を受けている会社なのか、それとも行政側なのか、どちらが許可を出すのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 要望が個人であった場合におきましても、同様に対応できるかどうかを照らし合わせた上で許可するものと考えております。

また、使用の許可については、指定管理者の許可になります。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず一つは、供給できる能力というのは、今の経験上、1カ月当たりでも構いませんし、一日当たりでもいいのですが、過去の経験を含めて、おおむね何立方メートルとお考えなのか。これがまず1点。

1カ月に200立方メートルと書かれています、200立方メートルを満たなくても10万8,000円いただきますということなのか。その200立方メートルという出だしの単位の設定がどうなのかという趣旨。先ほど戸澤議員が、今回継続して供給される方は別として、販売してくれるなら使ってみたいということで許可を受けることができるか、できないか、先ほどの1項目めの供給できる能力にもかみ合わせるのですけれども、単位を200立方メートルとしなくてはいけない理由です。

次に3点目であります。今まで指定管理者の業務ではなかったことをしたいという趣旨は十分わかりますが、では、今まで行政が直接の収益、もちろんその中には経費が入っていますが、収入から経費を引いた収入益というのでしょうか、利益というのでしょうか、それは行政の場合は実績がありますので的確な数字が出てくると思うのですが、どのぐらいなのか。

この3点について、お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） ただいまの1点目の供給できる能力でございしますが、当初から、北海道立総合研究機構のほうにも相談した上で、1カ月当たり200トンぐらいであれば温泉の営業には支障がないものということで聞いております。

また、当初、ドーマーインから一日当たり約5トンから週末には10トン程度の利用をしたいという申し出がございましたので、月に200トンというようなことで設定をしたところでございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 収益の話でございしますが、これまでの実績だと1カ月当たりの収入、200トンまで10万8,000円となります。これが12カ月で129万6,000円です。そこから、これまでは業務委託料として、その供給に係る管

理委託をしておりました。これが32万8,000円でしたので、差し引きの96万8,000円が純益という形になっております。

今後、指定管理の中で、こちらの業務委託は行いませんので、この129万6,000円が指定管理者の収入となり、今と同じく10万8,000円が1カ月の売り上げだとしたら、129万6,000円が新たな指定管理者の収入になるものと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず三つ目からお聞かせ願います。

今回この条例改正に伴って、過去を参考にさせていただければ、この業務の内容を変えることによって、今後、指定管理者になれる方は、今までの経験上、200立方メートルを通常わかりやすいので200トンと言い直しますが、少なからず200トン販売することによって、年間96万円の利益が発生すると。端的にはこういうことだったということで、もし聞き間違いがあれば御訂正願いたいと思いますが、確認という意味でさせていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議員がおっしゃるように、そのような計算になっております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） この条例制定について考えると、これは補助金という考え方として捉まえてもいいのではないかなと思うわけなのですが、例えば、この指定管理者が売る相手がいなかった場合、これは売り上げの実収入がゼロということになります。その場合、本来の目的である補助金という考え方と少しずれが生じるのではないかなと思うのですが、その辺どのように捉ま

えているのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） この温泉水の売り払い業務につきましては、あくまでも温泉から出る副産物の収入ということで、性質的には、例えば上水道だとか、そういった水道料金のような類いと考えておりますので、補助金という考え方は整理をさせていただいている状況でありますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 売る販売先がないとしたら、この収入は入らないということですね。そういう考え方でよろしいのでしょうか。

本来は補助金という考え方ではなかったのかと私は思ったものですから、こうした質問をさせていただいたのですが、補助金という考え方ではなく、ただの販売益、販売の権限を持たせるという考え方ということですね。わかりました。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 温泉水の供給能力については、月に200トン程度は大丈夫だということですが、温度が安定的に確保できるのかという点で、これは温泉水の水温の供給の幅というのは、どのようになっているのでしょうか。何度から何度までの範囲でということ、規定があるのでしょうか。

ちなみに、現在の供給できる温度は何度の温泉水なのでしょうか。

変わった場合、下がった場合はどうなるのですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま泉源から揚湯している温度でございますが、今現在35.7度となっております。

それを浴場用には加温しているわけでご

ざいですが、売り払いする分については、加温前の状態で売り払いしておりますので、例えば温度が若干下がったとしても、その下がった温度で売り払いしている状況であります。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） これまでの説明の中で、温泉を掘り当てた時点と現在とでは水温が変わってきているということで、深さのどこかの層から冷水がまざっているのではないかという疑いもあるということで、温泉ですから、枯渇という量的な問題と同時に、温度は安定できるのかという疑問も私は非常に持っているのです。

仮に、現在の35.7度が30度、あるいは30度を下回ると、温泉ですから、少々温度が下がっても、温泉法では温泉という表示はできるのですが、25度を下回るとか、そういう恐れというのはないのでしょうか。

今よりも5度、あるいは10度温度が下がる恐れ、仮にそういう場合でも、現在の200リットルの単価は変わらないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○2番（大江道男君） 泉源の関係でございますが、毎月、揚湯量と温度につきましては、データを採取して北海道総合研究機構、こちらには日ごろから御指導をいただいておりますが、こちらにデータを提供して指示をいただいているところであります。

その中では、今35.7度ですけれども、35度ぐらいまでは下がる可能性があると言われております。

また、今後、温泉水が下がった場合も給湯するののかということでございますが、覚書の中には、例えば、温泉水の湯量だとか湯温等で、峠の湯の本体の営業に支障を来すような場合は、双方協議してというような条項もありますので、そちらに沿った対応をしていきたいと思っております。よろ

しくをお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第13号美幌町交流促進センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第14号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案5ページになります。

議案第14号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第10号）について御説明を申し上げます。

平成29年度美幌町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。債務負担行為の補正。

第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正により御説明を申し上げますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

第1表の債務負担行為の補正でございます。

一つ目の項目といたしまして、交流促進センター維持管理委託料であります。これにつきましては、平成30年度より、峠の湯びほろの指定管理者に対しまして、年間1,300万円の指定管理料を支払うこと

として、次期指定管理期間の平成30年度から平成33年度までの4年間の指定管理料総額5,200万円について、設定を行うものでございます。

次の、交流促進センター回数券入浴原価補償金についてでございます。

同じく平成30年度より、峠の湯びほろの指定管理者に対しまして、新たな指定管理者の前に発行されました回数券が利用された場合、その入浴原価を町が補償することといたしまして、次期指定管理期間の平成33年度までにかかります補償額について、債務負担の設定を行うものでございます。

なお、限度額につきましては、利用枚数が特定できないため、契約を交わす予定でございます保証契約書により、算出された金額を支出するための設定を行うものでございます。

なお、補償単価につきましては、決算を終えている過去3カ年の平均単価を使用することといたしまして、平成30年度におきましては、平成26年度から平成28年度の平均入浴原価315円を補償する予定でございます。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 補償金の限度額の話ですが、記載につきましてはこのような要領の記載でよろしいかと思うのですけれども、予算を組む関係上、マックスな補償金というのは幾らぐらいなのかと。

これは、例えば、総発行枚数から現在までに使った枚数を引けば、残りの枚数が出てきますので、もし押さえているのであれば教えていただきたいと思います。

2点目が、例えば4年後に指定管理者が変わった場合に、また同じような問題が発生すると思うのですけれども、その対処方

法は何か考えているのか。

以上、2点教えてください。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず、原価補償金の関係でございますけれども、マックスの金額ということでございますが、平成8年に峠の湯びほろが開設して以来、ふるさと振興公社、並びに民間の指定管理者が発行してきた回数券で、まだ未使用の分ということでございますので、その分については見込みがつかない状況であります。

また、これらの支払い金額につきましては、その年度ごとに予算化をさせていただきたいと考えております。

そして、二つ目の4年後の関係でございますが、議員がおっしゃるように、やはり同様の不安材料もございますので、今後は回数券に一定の有効期間を設けるなど、早い時期に数多く足を運んでもらえるような仕組みづくりを考えております。よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 見込みがつかないということは、要するに何枚残っているかわからないという認識でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 6ページのことをもとにしてお話を聞かせていただきますが、これは債務負担行為の御説明でありましたが、説明の中で年間1,300万円の委託料の4年間分というお答えをいただきました。

そこで、前期4年間は、まだ3月いっぱいまでありますけれども、そのときの指定管理者の年間の金額が勘違いでなければ950万円程度だったというような思いがあ

ります。

そこで、今回、4年間の間にいろいろなことがあったにしても、950万円を基準にしたら、約4割まではいきませんが、4割近くアップすることになるかと思えます。その積算根拠、中でも特に350万円ふえた大きな要素は何なのかということをお聞かせ願いたい。

次、二つ目、回数券のことではありますが、今後の努力として有効期限を設けるということですが、当然そうあるべきだと私は思う中で、では、回数券というのは簿冊で売っていると思うのです。先ほどの戸澤議員の質疑にあわせてお聞かせ願いたいのですが、簿冊で売って、例えば1冊の売掛金というか、券を回収したときにそれが該当となるのが会計上の仕組みだと私は思っているもので、そしたら過去を含めて、回数券の取り扱いについて、会計処理上、どうなさっていたのかと思うのです。あえていえば、失念していたか、ずさんなのか、そういう管理はどうされていたのか。

私は、過去に簿冊で売っていたので、1例を言って申しわけないですが、1万冊売っていたら、単純に1冊5,000円だとしたら、そのうち回数券が何枚あったかというのは、売掛金ですから、日々やっておくべき会計処理だと思うのです。そういう会計処理は、わからないということは、過去の指定管理者を含めてなさっていないのか。なさっていないのなら、なさっていないで仕方ないとか、許すとか許さないという話ではないのですけれども、どういう会計処理をされたのかという疑念が1点。

それで、少し失礼な言い方ですが、過去に不幸な事件が起きました。あれももしかしたら、寄附金を皆さんの御協力でいただいた経緯はありますが、それもあえて言えば影響しているのか。過去の事件のことはどうなっているのか。もし、お聞かせ願えるのであれば、その点もお聞かせ願いたいと思うのです。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） まず1点目の1,300万円の積算根拠でございますけれども、今回の指定管理料につきましては、二つの方法により積算をしております。

1点目が、入浴原価の推移に基づきまして、収支不足額を算出ということで、本来であれば入浴原価が上がっている部分につきましては、入浴料金のアップ等で対応しなければならないところですが、入浴料金を当初の500円のまま据え置いているということから、その差額によりまして算出をしております。平成8年度から17年度までの入浴原価が221.6円、また、直近の26年から28年度の平均入浴原価が314.3円ということですので、これらの差額に入浴の予定者数10万8,000人を掛け積算をいたしまして、1,100万円という根拠が出ております。

もう1点が、損益分岐点に基づきまして収支不足額を算出ということで、27年度から28年度の平均の損益分岐点、こちらから入浴収入のほかに売店ドリンク収入などを積算いたしまして、算出した額が1,200万円ほどとなっております。

また、このほかに、今後、最低賃金の上昇ですとか、温泉水の温度の低下による燃料費等の分も見込みまして、1,300万円を根拠としたところでございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 二つ目の、回数券の関係でございますが、回数券につきましては、例えば12枚つづりの回数券、これを販売したその年の年度に12枚分の回数券の収入を入浴料収入として計上しているところでございます。

あと、売った数と使われた数、これは議員がおっしゃるように、売った分とその日ごとの回数券で使用された入浴者の入浴枚数、これをきちんと管理していれば、まだ未使用の分がどれくらいあるかというのは把握可能となっているものでございます。

その辺は処理が至らなかった部分と反省しているところであります。

また、過去の事件につきましては、これが直接の影響ということでは、担当部局としてはつながりは薄いものと考えております。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） いま一度、釈迦に説法だと思いますけれども、回数券という取り扱いは、売掛、買掛の関係で、本当にお金として収入があったというのは、使っていたという会計処理だと思いますので、今後、そのようにならないようにということで確認をさせていただきたいというのが1点であります。

ただ、一つ目に戻りますが、損益分岐点ということで、そしたら原価が上がった要因、お湯の温度ということでの説明がありますけれども、そういう中で、この指定管理者の今回の金額が妥当かどうかは別にしても、そういう考え方であったら、永遠にこの指定管理者を受ける方は、利益が発生しないのではないかと懸念するのです。

もちろん、利益の一つの大きい要素は、入浴されれば全体として利益も発生する計算式には成り立ちますが、過去の経験でこういう金額の設定だけ見れば、この指定管理者を受ける方は、行政でいう試算の中では、俗に言う倉が建つまでの利益は永遠に発生しない設定だと思うのですが、これは一つの計算式のあり方ですから、そう思うのですけれども、利益の範囲内とはどのようにお考えなのか。

それから、2点目の回数券に戻りますけれども、先ほども確認行為ということで、先に言わせていただいておりますが、少なからず、今回も新年度から新しい指定管理者になれるわけですから、その4年間で処理できるような形が、会計処理上においてもすっきりするのではないかと思います。

それから、責任の範囲、買う方もそうい

う意味で有効期限をうたわれたら、今度使うか使わないかは購入される側の責任にもなると、責任を持って回数券を購入していただけると私は勝手に思うものですから、そこら辺の見解について、そこはきちんとすべきだという趣旨で、もう一度確認させていただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 1点目の利益の考え方についてでございますが、議員がおっしゃるように、なかなかこの施設の性格上、利益の出る施設ではないということは認識しております。

その中で、今回提案のいただいた部分でも後ほど出てきますが、例えばレストランとか、あと施設により一層足を運んでもらえるよう、実施事業などを通じて、少しでも入り込みをふやして、指定管理者の売り上げにつながっていくよう、町も一緒になって取り進めてまいりたいと考えております。

また、回数券の関係であります。有効期限を設定させていただくなど、利用者の方々にもこれまでと変わった分について周知が必要となりますが、その辺につきましても、指定管理者と一緒にPRに努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 次の指定管理についての議案でもお聞かせ願いますけれども、今、部長がおっしゃったようなことで、町全体もこれを継続したいとなれば、やはり皆さんが協力し合える——少し説明のことで引用させていただきますが、過去に岡本議員が一般質問で、いろいろな商品を出すときに、そういう形の運動などを行って、私なりの言葉で申しわけないのですが、その御褒美で温泉入れますという券のやり方もいいことだと思っておりますし、それには

町外の方もいらっしゃるから、有効期限をしっかりとっていただければいいものだと思います。

それから、回数券というのは、先ほども言いましたけれども、基本は売掛金です。その立場によって言葉は逆になりますけれども、そういう意味では、会計処理はしっかり行政も口酸っぱく、次、指定管理を受けられる方と打ち合わせしていただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいま御意見をいただきました経理処理の関係についても、十分意を用いて取り進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第14号平成29年度美幌町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第15号指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 議案の7ページをお開き願います。

議案第15号指定管理者の指定についてを御説明申し上げます。

美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を行うものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の5ページをお開き願います。

資料2、議案第15号関係。

指定管理者の指定について。

施設の名称は、美幌町交流促進センター「峠の湯びほろ」です。

施設の所在は、美幌町字都橋40番地の1です。

指定管理者は、恵庭市元町27番地、株式会社道央環境センター代表取締役島田雅之でございます。

施設の概要については、記載のとおりであります。

業務の範囲は、1から8までに記載しております業務範囲となります。

公募から選定までの経緯といたしまして、1、募集期間は記載のとおりであり、1次募集、2次募集ともに候補者を決定するに至らず、3次募集として、平成29年12月28日から平成30年1月26日まで行いました。

2、現地説明会は随時受け付けして行いました。

3、指定管理者の応募数は、1次募集がゼロ件、2次募集が1件、今回の3次募集が2件でありました。

4、プレゼンテーション及びヒアリングの実施といたしまして、2次募集では12月11日に1団体が参加して、3次募集では、1月29日に2団体が参加して実施いたしました。

5、選定委員会といたしまして、選定に当たり6名の委員で構成する選定委員会を設置し、これまでに12月11日、12月18日、1月29日の3回、選定委員会を実施しております。

6、選定結果通知は、1月29日の選定

委員会の意見をもとに、町長が指定管理候補者を決定し、その結果を1月30日に通知しております。

参考資料6ページになります。

応募団体につきましては、記載の2団体であります。

選定についてであります。

1、選定の方法でございますが、選定委員会を設置し、応募団体から提出されました関係書類、プレゼンテーション、ヒアリング等により、7ページに添付しております選定基準に基づき、評価点数方式により審査項目ごとに評価を行い、その後、選定委員会全委員により協議を行い、合意をもって選定を行ったところでございます。

選定順位、結果につきましては、記載のとおりであります。

2、選定理由につきましては、1から5まで記載しております提出された事業計画の実現性と利用者サービスの向上性、管理運営の考え方、団体の経営状況、類似施設の管理運営実績、施設全体の有効利活用、地域密着性について優位性があると判断し、選定をしたところであります。

指定期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間であります。

会社の概要につきましては、1の設立から5の道内施設維持管理業務実績まで、記載のとおりであります。

根拠条例は、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町交流促進センター条例でございます。

以上、御説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 6ページ目の選定の中で、選定理由の④に、ホテル、レストラン及び給食業務等の実績もあるということで、具体的にどういうホテルや飲食店を

経営なされているのか、その実情をお知らせいただくことと、次の7ページ目の1の3番に、サービスの向上を図るための具体的手法というようなことで、この辺がヒアリングされているかと思しますので、どういう内容でプレゼンテーションがあったのかについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 一つ目の、ホテル、レストラン、給食の実績でございますが、ホテル、レストランともに、恵庭市内でビジネスホテルとレストラン1店舗を営業しております。

給食の実績につきましては、これも恵庭市内でございますが、病院、銀行等の給食業務を受注されていると伺っております。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 観光主幹。

○観光主幹（那須清二君） 2点目のサービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果ということでございますが、まず一つは、レストラン部門の強化により集客向上に努めるといったプレゼンがございました。そのほか、各種イベントといたしまして、例えばカラオケ大会の実施ですとか、地元の文化団体と連携をして、絵画、写真展の開催と、無料入浴の実施ということで、高齢者、子供たちを対象とした入浴サービスの実施ですとか、また、気温30度以上の日は、生ビールの割引販売とか、そういったいろいろな提案がございました。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 一、二点お聞かせ願います。

指定期間が平成34年3月31日までとうたわれていますが、実は期間も含めて、特別な事情ということの契約に当たって何か考えていらっしゃるのか。というのは、過去の委員会も含めて、説明の中で大規模

修繕とか、お湯の温度確保という意味での工事について、今すぐとは言いませんが、もしかしたら発生するのかと思うところで。工事が早まる場合、営業自体、したくてもできない事情が発生するのかと。そういう意味では、しっかりそういう懸念の中では、お互いに特記を設けるべきではないかと思うのです。表向きは平成34年3月31日ですが、例えば、お湯の温度が急激に下がって、とてもじゃないが——逆に相手が言ってくる場合もあるかもしれないし、こちら側も老朽化とか修繕が、通常の考え方として、急に必要になったということで、劣化の場合は予測がつくことですが、そういうことで、そういう意味の特記というのはあるべきではないかと思うのです。これは私の意見ですが、契約に当たってどうお考えなのかというのがまず1点。

次に、2点目です。実は、予算関係で聞くべきことが妥当だと思っていたのですが、ないものですから、この場でお聞かせ願いたいと思うのですけれども、4月1日からこの指定管理者を受けた契約後、そのように行っていたかと思うのですが、行っていないにしても、出だしできちんとした設備、行政側が準備するという意味の備品等もあろうかという意味での充実という観点で、1例を言います。

私もサウナが好きなもので、頻繁に峠の湯に行っています。くだらないかもしれませんが、あそこに何分間入っていたかわかる砂時計があるのですけれども、前はあったのですが、私の記憶では、ここ2年以上はなかったです。過去のことはがたがた言いたくありませんが、私の記憶だと、10万円以上のものは行政が整備し直しますと、10万円以下は指定管理者の責任ですということだったかと思います。

どちらに理由があるのか、ないのかわかりませんが、そういうことも含めて、新しい指定管理者に事業を継続していただくのであれば、そういうことも含めて、お

金のかかることも発生するかと思っているのです。そこら辺の調査を含めて、今後どういうふうに対応をとっていくのか。新しい指定管理者に出だしとして不自由をかけるためにどのようにお考えなのか。

特記の点と、今言った出だしで不自由を感じさせない考え方の2点について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず1点目の特記の考え方でございますが、指定管理をお認めいただいた際には、新たな指定管理者と指定管理協定書を締結することになります。

その中で、管理施設の改修等、さらには不可抗力による対応等、これらの文言を条項に盛り込んでおりますので、議員がおっしゃるように、例えば、急に湯温が低下して営業が難しくなり、一定期間休業を要することとなった場合については、例えば、不可抗力による対応の部分の条項に該当するものと考えております。今の条文でございますが、不可抗力の発生に起因して損害、損失、または費用が発生した場合、甲乙協議し、費用負担等を決定するものとうたっておりますので、これらに沿ったような対応をさせていただければと思っております。

二つ目の、4月1日から新たな指定管理者が行う中での設備の充実ということでございますが、これにつきましては、私も担当のほうでも、一定程度こういったものが必要かということで調査をしておりますが、今後、また改めて指定管理者が決定した際には、協議していく中で必要なもの等があるかと思っておりますので、その辺につきましては、今後予算審議等の中で相談をさせていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） その点に関して、実は、利用者の立場もよく思い図っていた

だきたいということを述べたいのです。というのは、1例を申し上げてしつこいように聞こえるかもしれませんが、行政と指定管理者の関係という意味も、利用者にとっては、なぜ2年間も時計1個すら直っていない。やはりサウナが好きな人は、不都合を感じているのです。そういう意味では、どしどし——利用者あつての温泉だと思いますので、やはり利用者の視点、安い高いばかりではなくて、そういう視点で速やかに行っていただかないと、経営者は変わったとしても、利用者にとっては不便をなるべく感じさせないやり方が肝要だと思いますので、速やかに備品等が必要であれば、専決処分でも議会を通れば議会全体が認めたことになりますので、対応をとるべきではないかと思っておりますので、そのぐらいのスピード感を持ってやっていただきたい。町長、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） スピード感を持って、そうしたものに対して対応をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 6ページの選定のところの④、ホテル、レストラン及び給食業務の実績ありというようになっておりまして、峠の湯にもレストランの施設がたしか使えるようになっているとは思いますが、ただ、今まで使われていなかった状況というのがあるので、例えば、今度の新しい業者の人たちが使うとすれば、現実使えるかどうかという状況が生まれてくるかと思うのです。せっかくある施設なので、できればそこも十分活用していただきたい。運営することによって、客層もふえるのではないかと考えていますので、そのレストランの関係も、できるだけ業者の方々と相談しながら、町で負担できるものなのか、それとも業者に負担してもらうのか、そこら辺のことも十分考えて対応していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまのレストランの関係でございますが、この応募者が施設を現地調査された中で、レストランの設備、什器等がやはり老朽化しているというお話をされていました。

そして、今回提案のあった中では、レストランの活用についても力を入れている部分でございますので、什器、備品につきましては平成8年に建設以来、更新していない部分も数多くございますので、その辺につきましてはまた、新年度の予算に向けて、協議、相談させていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） それであれば、台所という意味では、費用負担がかなりかかる部分でもあるかと思うのです。

そこら辺の部分で、業者の方々がどういうものをそこでつくろうとするかによって、道具などをそろえる金額が変わってくるかと思いますが、そこら辺のところもきちんと整備をしていただきたいと思うし、費用負担も高額になると、そこら辺のところも両者できちんと話し合った上で決定していただければと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 新たな指定管理者が決定した際には、その辺の細部を十分詰めて、利用者の方々によりよいサービスを提供できるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第15号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成30年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時04分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員